

【「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」記載要領（改訂部分抜粋）】

別添1

※ 平成26年4月28日の改訂によって変更となった箇所については、網掛け青字としています。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

記載事項	記載上の注意
<p>■ 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）</p>	<p>・ 「現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要」及び「現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由」の記載にあたっては、金融審議会金融分科会「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ報告」（平成21年6月17日公表）において、コーポレート・ガバナンスのモデルとして提示された以下の3つの類型を参考にしてください。これらの類型は、多くの上場会社にとって、株主・投資者等からの信認を確保していく上でふさわしいと考えられるものとして例示されていますが、コーポレート・ガバナンスのあるべき姿は、個々の企業の成り立ちや規模、業務の内容等により多様であり、一律に論じることには困難な面があることを前提として、各社のガバナンス機構に関する現状の体制の内容とその体制を選択する理由について十分な開示を行うことが求められます。</p> <p>①委員会設置会社化</p> <p>②社外取締役を中心とした取締役会</p> <p>③社外取締役の選任と監査役会等との連携</p> <p>・ 業務執行、監査・監督の方法など、取締役会をはじめとするガバナンス機構に関する現状の体制について、その概要や、業務執行、監督機能等の</p>

記載事項	記載上の注意
	<p>充実にに向けた追加的な施策の内容等を具体的に記載してください。</p> <p>(例) ・ 取締役会や監査役会など(委員会設置会社の場合は、法定の各種委員会、執行役会を含みます。)の法定の組織のほか、経営諮問委員会、アドバイザリーボードなどの名称により設置された各種の諮問委員会や、経営会議、執行役員会、常務会等について、それぞれの概要(業務執行や監督のプロセスにおける役割、構成メンバー、男女別の構成など)や開催状況等を記載することが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>指名委員会又は報酬委員会に類似する任意の委員会、その他</u>各種委員会を設置している場合は、構成メンバーの概要(常勤委員、社内取締役、社外取締役、社外有識者の人数)、選定方法、選定理由及び役割、<u>委員長(議長)の属性(社内取締役、社外取締役、社外有識者の別)</u>、委員会の開催頻度、事務局等の設置状況やその規模などについて記載することが考えられます。</li> <li>・ 監査基準、取締役候補者の選定や報酬の内容の決定に関する一定の方針や要件、特別なプロセスを導入している場合に、その概要について記載することが考えられます。</li> <li>・ 監査の状況としては、監査の組織・人員及び手続等、公認会計士の氏名・継続監査年数等を記載することが考えられます。</li> </ul> <p>・ 監査役の機能強化に関する取組状況について具体的に記載してください。</p> <p>(例) ・ 監査役監査を支える人材・体制の確保状況、独立性の高い社外監査役の選任状況、財務・会計に関する知見を有する監査役の選任状況等の内容について、それぞれ記載することが考えられます。(これらの内容について1.(3)監査役関係の③～⑤の欄で記載している場合は、それらの記載で代替することが可能です。)</p>

以 上